

注文約款 新旧対照表

旧（2025年1月1日版）	新（2026年4月1日版）
<p>第4条 (データ移行、データのバックアップ等)</p> <p>1. 本契約には、原則として、データ移行及びデータのバックアップは含まれないものとする。甲は、データ移行及びデータのバックアップを自己の費用負担と責任において実施するものとし、本契約の履行に関連して、甲のデータが消失又は破損等をした場合においても、乙は、データの復元及び損害賠償等の一切の責任を負わないものとする。ただし、乙が甲に対して提出した本契約の見積書にデータの移行又はバックアップが明示的に含まれている場合はこの限りでない。</p>	<p>第4条 (データ移行、データのバックアップ等)</p> <p>1. 本契約には、原則として、データ移行及びデータのバックアップは含まれない。甲は、データ移行及びデータのバックアップを自己の費用負担と責任において実施するものとし、本契約の履行に関連して、甲のデータが消失又は破損等をした場合においても、乙は、データの復元及び損害賠償等の一切の責任を負わない。ただし、乙が甲に対して提出した本契約の見積書にデータの移行又はバックアップが明示的に含まれている場合はこの限りでない。</p>
<p>第10条(不合格の場合の措置)</p> <p>2. 前項第2号乃至第4号の措置を行った場合、甲は、それに対しても受入検査を行なうものとする。</p>	<p>第10条(不合格の場合の措置)</p> <p>2. <u>乙が、前項第2号から第4号までのいずれかの措置を行った場合</u>、甲は、それに対しても受入検査を行うものとする。</p>
<p>第11条(所有権の移転)</p> <p>1. 本商品の所有権は、乙が注文代金を全額受領した時点で、乙から甲へ移転する。</p> <p>2. 甲は、本商品の注文代金を完済するまでの間、善良なる管理者の注意をもって本商品を管理しなければならない。</p> <p>3. 撤去品の所有権は、甲から乙への引き渡しをもって、甲から乙に移転する。ただし、撤去品がリース物件のとき、その所有権は、乙とリース会社間の協議の結果に従う。</p>	<p>第11条(所有権の移転)</p> <p>1. 本商品の所有権は、<u>乙が本商品の検査を完了させた時点で</u>、乙から甲へ移転する。</p> <p>2. 撤去品の所有権は、甲から乙への引き渡しをもって、甲から乙に移転する。ただし、撤去品がリース物件のとき、その所有権は、<u>乙及びリース会社間</u>の協議の結果に従う。</p>

旧 (2025年1月1日版)	新 (2026年4月1日版)
<p>第15条(契約不適合責任)</p> <p>4. 本商品の修補によっても、契約不適合が解消されない場合、乙は甲と協議の上、代品を納品することができる。</p> <p>5. 甲は、契約不適合が重大なため、修補によっても本契約の目的を達成することができないときは、本契約を解除することができる。</p> <p>7. 前各項の規定にかかわらず、本商品が中古品のときは、現状有姿での引き渡しとなり、乙は一切の契約不適合責任を負わないものとする。</p>	<p>第15条(契約不適合責任)</p> <p>4. 本商品の修補によっても、契約不適合が解消されない場合、乙は甲と協議の上、代品を納入できる。</p> <p>5. 甲は、契約不適合が重大なため、修補によっても本契約の目的を達成することができないときは、本契約を解除できる。</p> <p>7. 前各項の規定にかかわらず、本商品が中古品のときは、現状有姿での引き渡しとなり、乙は一切の契約不適合責任を負わない。</p>
<p>第16条 (カスタマーハラスメントの禁止)</p> <p>1. 甲は、乙への要望を実現するための手段として、以下の各号に例示される社会通念上相当な範囲を超える行為 (いわゆるカスタマーハラスメント) を行ってはならない。</p> <p>(1) 脅迫・威嚇行為 (2) 侮辱、人格を否定する発言 (3) プライバシーの侵害行為 (4) 保証の範囲を超えた無償修理の要求など、社会通念上過剰なサービス提供の要求 (5) 合理的理由のない乙への謝罪要求や乙関係者の処罰の要求 (6) 同じ要求やクレームの繰り返し等による長時間の拘束行為 (7) SNSやインターネットでの誹謗中傷</p> <p>2. 甲が、前項の規定に違反したときは、乙は、本商品の交換、修理、サポート及び保守等の対応を拒絶することができる。乙が、本項の規定に基づいて、甲への対応の拒絶を行ったときは、乙は甲に対して、債務不履行責任を負わない。</p>	<p>第16条 (カスタマー・ハラスメントの禁止)</p> <p>1. 甲は、乙に対して、<u>「スターティアホールディングスグループカスタマー・ハラスメントに対する基本指針」(URL: https://www.startia.co.jp/customer_harassment/、以下「基本指針」という。)</u>に掲げる、<u>カスタマー・ハラスメントに該当し得る行為</u>を行ってはならない。</p> <p>2. <u>甲が前項の規定に違反した場合、乙は基本指針に従い、役務の提供を中止できる。この場合、乙は甲に対する債務不履行責任を負わない。</u></p> <p>3. <u>乙は、カスタマー・ハラスメントについて、基本指針に従い警察及び弁護士等の外部機関と連携するなどして、厳正に対処する。</u></p>
<p>第27条(市場性・特定目的適合性の不保証)</p>	<p>第27条(市場性・特定目的適合性の不保証)</p>

旧 (2025年1月1日版)	新 (2026年4月1日版)
<p>乙は、明示・黙示を問わず、本商品の市場性及び特定の目的又は用途に対する適合性について、一切保証しない。</p>	<p>1. 乙は、明示・黙示を問わず、本商品の市場性及び特定の目的又は用途に対する適合性について、一切保証しない。</p> <p>2. <u>本商品の通信速度等の性能表示は、技術規格上の最大値であり、実使用速度を示すものではない。甲は、本商品がベストエフォート型の製品であり、甲の利用環境、回線の混雑状況、接続機器の性能等により通信速度が低下する可能性があることを予め承諾する。</u></p> <p>3. <u>前項に定める通信速度の低下、通信の切断及び遅延等は、第15条に定める契約不適合には該当しないものとし、乙はこれらに起因する損害について一切の責任を負わない。</u></p> <p>4. <u>甲は、本商品がレセプトコンピュータ、電子カルテ、医療用システム、医療機器及びホームセキュリティとの接続を想定したものではないことをあらかじめ確認する。甲がこれらのうち、いずれか一つ以上と本商品を接続したことによって、損害が発生した場合、乙は一切責任を負わない。</u></p>
<p>第32条(期限の利益喪失・契約の解除)</p> <p>1. (9) 甲の連帯保証人が本項各号の一つに<u>でも</u>該当したとき。</p> <p>2. 甲及び乙は、前項各号の一つに相手方が該当した場合、催告することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。</p>	<p>第32条(期限の利益喪失・契約の解除)</p> <p>1. (9) 甲の連帯保証人が本項各号の一つ<u>以上</u>に該当したとき。</p> <p>2. 甲及び乙は、前項各号の一つ<u>以上</u>に相手方が該当した場合、催告することなく直ちに本契約の全部<u>若しくは</u>一部を解除し、<u>又は履行の全部若しくは一部を一時停止</u>できる。</p>
<p>2025年1月1日最終改訂</p>	<p>2026年4月1日最終改訂</p>